

〔N o . 22〕 建築士事務所の開設者に係る「工事監理」に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、工事監理の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務所)保険契約の締結等 士法24条の9 保険は努力義務

2. 建築士事務所の開設者は、工事監理の実績を含む「設計等の業務に関する報告書」を都道府県知事に事業年度ごとに提出しなかった場合、30万円以下の罰金に処せられる。

(罰則) 士法40条十号 士法23条の6(業務に関する報告)に違反した場合は、30万以下の罰金

3. 建築士事務所の開設者は、建築物の新築工事に係る工事監理の業務について、延べ面積が300 m²以下の建築物であれば、委託者の許諾を得たうえで、一括して他の建築士事務所の開設者に委託することができる。

(事務所)再委託の制限 士法24条の3 2項 300m²以下なら委託者の承諾を得た上で再委託できる

4. 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する工事監理報告書を、作成した日から起算して5年間保存しなければならない。

(事務所)帳簿等の保存 士法24条の4 2項 規則21条4項二号 5項 作成した日から15年間保存